

○名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 8 日

条例第 60 号

改正 令和 2 年条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2 条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第 5 条第 2 項中「放課後児童健全育成事業者は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、なごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり」と、省令第 6 条第 2 項中「定期的に」とあるのは「少なくとも毎月 1 回は」と、省令第 10 条第 3 項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 5 条 放課後児童健全育成事業者は、省令第 15 条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成 27 年 4 月 1 日）
- 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所であつて、省令第 9 条第 2 項及び省令第 10 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当分の間、これらの規定は、適用しない。

附 則（令和 2 年条例第 21 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において放課後児童健全育成事業者の職員である者に対するこの条例による改正後の名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 条の規定の適用については、同条中「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においてはその者がその職員となった日の、放課後児童健全育成事業者の職員が次の各号のいずれかに該当する者となった場合においてはその者となった日の属する年度の翌年度の末日」とあるのは、「令和 3 年 3 月 31 日」とする。